

◎新潟県告示第1255号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年9月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 名 称         | 所 在 地        | 廃 止 年 月 日  |
|-------------|--------------|------------|
| たかはし内科医院    | 長岡市栃尾本町6番1号  | 平成26年5月31日 |
| 眼科八百枝医院     | 長岡市長町2-2-12  | 平成26年5月31日 |
| 丹野神経内科クリニック | 燕市吉田2758番地1  | 平成26年5月31日 |
| 医療法人社団堀医院   | 長岡市中之島7番地1   | 平成26年3月1日  |
| 山中歯科医院      | 佐渡市河原田本町259  | 平成26年6月1日  |
| 伊部薬局        | 柏崎市諏訪町13-11  | 平成26年5月27日 |
| 安江調剤薬局      | 上越市安江1丁目2-19 | 平成26年5月31日 |